

第119期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（開場午前9時）

場所

島根県松江市殿町158番地
島根県民会館（大ホール）

目次

■ 第119期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネット等による議決権行使のご案内	3

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件	8

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

(添付書類)

■ 第119期事業報告	16
■ 計算書類	38
■ 連結計算書類	40
■ 監査報告書	42
■ 株主総会会場ご案内略図	

新型コロナウイルス感染防止への対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございます。当日ご来場の際はご協力賜りますよう、お願い申し上げます。
- 当日ご来場いただけない場合は、事前に書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットにて同時配信するとともに、後日録画した動画を当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）に掲載させていただきます。
- ご来場株主様へのお土産はありません。

2022年6月1日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取 山 崎 徹

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行**第119期定時株主総会**を開催いたしますので、下記の通りご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。事前に書面またはインターネット等でも議決権を行使いただけますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、会場以外でも当日の株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットで同時配信いたします。詳しくは、同封の別紙「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
 2. 場 所 島根県松江市殿町158番地 **島根県民会館（大ホール）**
 3. 株主総会の目的事項
 1. 報告事項 1. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月22日（水）
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火）
午後5時15分到着分まで

インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火）
午後5時15分まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

● 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②事業報告の「業務の適正を確保する体制」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ） (<https://www.gogin.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ウェブサイト (<https://www.gogin.co.jp>) において、その旨掲載させていただきます。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

！ ご注意事項

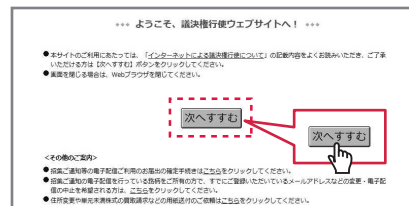
- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によつて、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によつてはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

STEP 01 ウェブサイトへアクセス

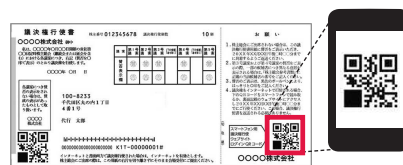


「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」入力不要でアクセスできます。

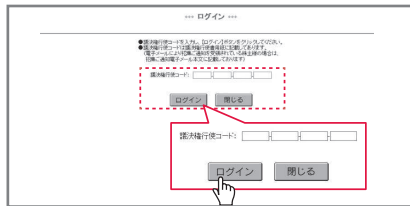
STEP 01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

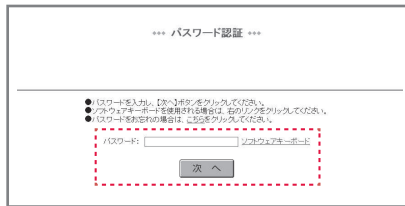
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

STEP 02 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 03 パスワードの入力

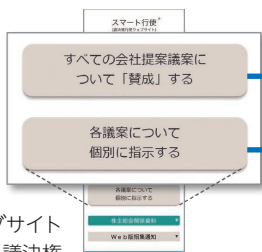


お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 02 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 03 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は1株当たり21円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は1株当たり32円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき21円00銭

総額 3,292,425,675円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	いし まる ふみ お 男 再任	取締役会長	100% (12回/12回)
2	やま さき とおる 徹 再任	取締役頭取	100% (12回/12回)
3	い だ しゅう いち 修 一 再任	取締役常務執行役員	100% (12回/12回)
4	よし かわ ひろし 浩 新任	常務執行役員	—
5	くら つ やす ゆき 倉 都 康 行 再任 社外 独立	取締役	100% (12回/12回)
6	ご とう やす ひろ 後 藤 康 浩 再任 社外 独立	取締役	100% (10回/10回)
7	もと い ち え 本 井 稚 恵 新任 社外 独立		—

(注) 1. 後藤康浩氏の出席状況については、2021年6月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者
番号

1

いし まる ふみ お
石 丸 文 男

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2009年6月	常務取締役経営企画部長
1998年7月	桜谷支店長	2010年6月	常務取締役
2001年6月	総合企画部ALM室長	2011年6月	取締役専務執行役員鳥取営業本部長
2003年6月	広島支店長	2013年6月	取締役専務執行役員
2006年4月	鳥取営業部長	2015年6月	取締役頭取
2007年6月	取締役鳥取営業部長	2020年6月	取締役会長（現任）
2008年4月	取締役経営企画部長		

生年月日

1954年10月28日生

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

24,000株

取締役候補者とした理由

鳥取営業部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。取締役、常務取締役、取締役専務執行役員を務めたのち、2015年6月から取締役頭取を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年6月からは取締役会長として業務執行に対する監督等の職務・職責を適切に果たし、また、取締役会議長として、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。引き続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

やま さき とおる
山 崎 徹

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2014年6月	常務執行役員
2006年6月	米子西支店長	2015年6月	取締役専務執行役員
2009年6月	営業企画部長	2018年6月	取締役副頭取執行役員
2012年6月	執行役員経営企画部長	2020年6月	取締役頭取（現任）

生年月日

1958年8月20日生

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

30,000株

取締役候補者とした理由

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2015年6月からは取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年6月からは取締役頭取として、厳しい経済情勢において地域経済と経営環境を俯瞰した立場から迅速かつ合理的な判断力を発揮して当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引き続き、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を発揮し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

(現在の担当)
人事



生年月日

1965年3月28日生

取締役会出席状況

100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数

8,900株

取締役候補者とした理由

広島支店長、総合事務部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員を務めたのち、2020年6月から取締役常務執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

い だ しゅう いち
井 田 修 一

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2011年7月	米子東支店長
2007年4月	審査部審査役	2014年7月	広島支店長
2008年7月	人事部調査役	2016年6月	総合事務部長
2010年7月	人事部グループ長	2018年6月	執行役員経営企画部長
		2020年6月	取締役常務執行役員経営企画部長（現任）

(現在の担当)

経営企画、リスク統括、人事（副）、IT統括



生年月日

1966年2月23日生

取締役会出席状況

—

所有する当行の株式数

5,800株

取締役候補者とした理由

岡山支店長、執行役員米子支店長、執行役員山陽営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2021年6月から常務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

4

よし かわ ひろし
吉 川 浩

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年6月	執行役員 米子支店長
2008年4月	米子支店次長	2020年6月	執行役員 山陽営業本部長
2009年7月	姫路支店長	2021年6月	常務執行役員 山陽営業本部長（現任）
2012年10月	阪神北支店長		
2015年6月	岡山支店長		
2017年7月	米子支店長		



生年月日
1955年6月23日生

取締役会出席状況
100%
(12回/12回)

所有する当行の株式数
3,000株

候補者
番号

5

くら 倉
つ 都
やす やす
ゆき 康 行

再任 社外
独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2001年4月	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任）
1996年4月	バンカース・トラスト マネージング・ディレクター	2007年2月	産業ファンド投資法人執行役員
1997年6月	チェース・マンハッタン・バンク マネージング・ディレクター	2007年3月	セントラル短資FX株式会社社外監査役（現任）
1998年6月	チェース証券会社東京代表兼務	2015年4月	株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任）
		2018年6月	当行取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引き続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。



生年月日
1958年9月18日生

取締役会出席状況
100%
(10回/10回)

所有する当行の株式数
0株

候補者番号 **6** **後藤 康 浩**

再任 社外
独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社日本経済新聞社入社	2005年4月	一般社団法人全国石油協会非常勤理事（現任）
1988年9月	同社バーレーン支局駐在	2008年3月	株式会社日本経済新聞社東京本社編集局アジア部長
1990年1月	同社欧州総局（ロンドン）駐在	2010年4月	同社編集委員
1992年9月	同社東京本社産業部	2016年4月	亜細亜大学都市創造学部教授（現任）
1997年9月	同社中国総局（北京）駐在	2017年6月	フォスター電機株式会社社外監査役
2000年9月	同社東京本社産業部編集委員	2020年6月	フォスター電機株式会社社外取締役（現任）
2002年3月	同社論説委員兼日経CNBCキャスター	2021年6月	当行取締役（現任）
		2021年12月	株式会社安藤・間顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。2021年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

後藤康浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

後藤康浩氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。



生年月日
1963年7月28日生
取締役会出席状況

候補者番号 **7** もと い ち え
本 井 稚 恵

新任 社外
独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	アーサー・アンダーセン (現 アクセンチュア株式会社) 入社	2011年4月	NPO法人GEWEL (ジュエル) 理事
1997年9月	同社シニアマネージャー	2011年4月	コンサルタント (企業における多様性推進、女性活躍支援) として独立 (現職)
2000年9月	同社エグゼクティブ・パートナー (公共サービス・医療健康本部所属)	2019年9月	横浜市長特別秘書

所有する当行の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当行の地域特性を熟知する外部人材で、コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍を支援する活動にも力を注いでおり、多様性ある人材育成に関する知見・経験も豊富であります。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

候補者との特別の利害関係について

本井稚恵氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

本井稚恵氏は、新任の社外取締役候補者であります。

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き両氏を独立役員とする予定であります。また、本井稚恵氏の取締役選任が承認可決された場合には、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 当行は、倉都康行氏、後藤康浩氏との間に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本井稚恵氏の取締役選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2022年7月に同内容での更新を予定しております。
4. 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。

(ご参考)

■選任後の取締役会の構成（予定）

第3号議案が原案の通り承認可決された場合、取締役会は次の通りとなる予定です。

取締役に占める独立社外取締役の比率は50.0%（6名）となります。また、取締役に占める女性取締役の比率は25.0%（3名）となります。

氏名	現在の当行における地位	専門性					
		企業経営	金融	国際ビジネス	財務・会計	法務	ESG・地域社会持続性
いし 丸 文 男 (男性)	社内 取締役会長	●	●				●
やま 崎 徹 (男性)	社内 取締役頭取	●	●				●
い だ 田 修 一 (男性)	社内 取締役常務執行役員	●	●				●
よし 川 浩 (男性)	社内 常務執行役員	●	●				
くら 倉 都 康 行 (男性)	社外 独立 取締役		●	●			●
ご 後 藤 康 浩 (男性)	社外 独立 取締役				●		●
もと 本 井 稚 恵 (女性)	社外 独立						●
みや 宮 内 浩 二 (男性)	社内 取締役（監査等委員）		●	●			
なか 中 村 真実子 (女性)	社内 取締役（監査等委員）		●				
いま 今 岡 正 一 (男性)	社外 独立 取締役（監査等委員）				●		
あ 足 立 たま 珠 希 (女性)	社外 独立 取締役（監査等委員）						●
せ 瀬 古 智 昭 (男性)	社外 独立 取締役（監査等委員）				●	●	

(ご参考)

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※1）の業務執行者である者（※2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間ににおいて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※4）
 - (2) 上記2. から8. に掲げる者ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。

※3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※1に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※4 重要な業務執行者とは、上記※2に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

以上

添付書類

第119期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は主たる営業地域の山陰地区をはじめとして、広島・岡山・兵庫・大阪・東京にわたる広域ネットワークを展開し、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

(経営環境)

当行を取り巻く経営環境は、幅広い分野においてこれまで以上に大きく、スピードを上げて変化しています。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、産業構造・企業行動が変わり、社会・経済分野のデジタルシフトが加速するなど、経済活動においてパラダイムシフトが起きようとしています。また、ESG(環境・社会・ガバナンス)気運の高まりを受け社会貢献の重要性が再認識されてきたほか、個々人の価値観の多様化が進むなど、企業経営において注視すべき範囲は経済活動に留まらない領域まで拡大しています。

金融環境では、日本銀行のマイナス金利政策の出口が見通せず、海外金利の上昇など銀行経営においては厳しい状況が続いています。加えて、当行の主たる営業基盤である山陰においては、人口減少や高齢化といった構造的課題を抱えています。このような状況において、一昨年からのコロナ禍による経済活動の縮小に加え、足元ではロシアによるウクライナ侵攻に起因する一次産品価格の上昇により、幅広い産業で収益圧迫や個人消費マインドの一層の低下が懸念されます。

当行、地域にとって対処すべき課題が山積している状況にありますが、これらを解決することで当行、地域の成長に繋げることが出来る機会が多くあると捉えることもできます。そして、地域経済が大きな打撃を受け疲弊している今こそ存在感を発揮し、地域・お客様とともに未来に向けて歩みを進めることが地域のリーディングバンクとしての責務であると考えています。

(当行の業況)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、当行では、グループ企業一体でお客様・従業員等の安全確保と安定的な金融サービスの維持を最優先に、地域経済の悪化防止と早期回復に向け、地域の産業・事業の支援に重点的に取

り組んでおります。また、2021年4月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同、同年6月に「サステナビリティ宣言を踏まえた投融資方針」を見直し、同年11月に「サステナビリティレポート」を発行するなどサステナビリティへの取り組みを強化しております。このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、金融機関部門で減少した一方で、個人・法人・公金各部門において増加したことにより、期中2,986億円増加の5兆369億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出が山陰地区をはじめ、山陽、関西及び東京の全エリアで増加したほか、山陰地区に加え、山陽、関西エリアでも住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、期中3,495億円増加し、期末残高は3兆9,335億円となりました。

有価証券は、市場動向や投資環境を考慮しつつ、リスクを見極めながら投資を行った結果、期中1,197億円増加し、期末残高は1兆9,288億円となりました。

損益状況について、資金利益は、貸出残高の増加により貸出金利息が増加したことに加え、有価証券利息配当金も増加したことなどから前期比で増加しました。役務取引等利益は、事業支援や預り資産部門で増加したことなどから前期比で増加しました。与信費用は、取引先の倒産が低水準で推移したことなどから、前期比で減少しました。これらの利益増加要因の一方で、債券関係損益の減少などによりその他業務利益が減少したことや、DX（デジタルトランスフォーメーション）分野への投資などにより経費が増加するなど、利益減少要因もありました。

この結果、経常利益は前期比64億円増加の203億円となりました。このほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、山陰合同銀行単体の当期純利益は前期比58億円増加の142億円となりました。

また、当行グループの連結経常利益は前期比63億円増加の207億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比48億円増加の144億円となり、過去最高益となりました。

（対処すべき課題）

当行の経営環境は厳しい状況が続くものと予想されますが、地域とともに持続的に成長できるよう、2021年度からスタートした中期経営計画において、「地域・お客様の課題解決への貢献」、「DXの推進」、「経営基盤の強化」の3つの重点施策を通じてビジネスモデルの変革に果敢に挑戦しております。

「地域・お客様の課題解決への貢献」では、当行グループ一体となって『課

課題解決力』を高め、個々の企業や一人ひとりのお客様の課題解決に多角的に取り組めます。企業の付加価値の向上や、個人の豊かな生活の形成への貢献を通じて、地域活性化・地方創生の実現を目指してまいります。

「DXの推進」では、アプリをはじめとした非対面チャネルの充実による『利便性』の向上や、徹底したBPRによる『生産性』の向上など、デジタル技術を用いて経営の全ての領域で構造改革を加速させ、ビジネスモデルの変革を図り、競争優位性を確立します。

「経営基盤の強化」では、『課題解決力』を発揮し、『利便性・生産性』を向上させるため、人事戦略を大きく見直し、人材育成を強化するとともに、個人が能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、引き続き合理化・効率化を徹底的に追求し、捻出した経営資源を成長分野に積極的に投入してまいります。

このほか、サステナビリティへの取り組みも進めてまいります。カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度までに温室効果ガス排出量（Scope 1、2）のネットゼロを、2050年度までにサプライチェーンを含む温室効果ガス排出量（Scope 1、2、3）のネットゼロを目指すことを中長期目標と定め、地域のリーディングバンクとして温室効果ガス排出削減に率先して取り組むとともに、お客様の環境対策のご支援を通じ、地域と一体となって脱炭素社会の実現を目指してまいります。

厳しい環境は続きますが、株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	3,835,922	3,927,848	4,452,312	4,885,533
定期性預金	1,570,762	1,554,524	1,537,949	1,609,882
その他	2,265,160	2,373,324	2,914,362	3,275,650
譲渡性預金	321,370	309,400	285,982	151,444
貸 出 金	3,121,051	3,353,056	3,583,995	3,933,541
個人向け	774,445	828,841	873,242	971,278
中小企業向け	1,403,840	1,504,277	1,645,534	1,820,702
その他	942,766	1,019,937	1,065,217	1,141,559
商品有価証券	57	89	—	—
有 価 証 券	1,600,463	1,656,038	1,809,181	1,928,882
国 債	588,758	565,823	510,961	514,110
地 方 債	191,943	217,284	245,002	266,147
その他	819,761	872,930	1,053,217	1,148,624
総 資 産	5,584,011	5,672,201	6,356,422	6,752,805
内 国 為 替 取 扱 高	34,901,795	29,488,071	21,640,459	22,930,666
外 国 為 替 取 扱 高	20,676	3,624	3,543	4,359
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益	19,259	15,906	13,891	20,346
当 期 純 利 益	13,495	10,478	8,325	14,222
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	86円44銭	67円15銭	53円45銭	91円20銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,923人
平 均 年 齢	41年0月
平 均 勤 続 年 数	18年2月
平 均 給 与 月 額	377千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	営 業 拠 点 数
島 根 県	73店 <small>うち出張所 (44)</small>	51店 <small>うち出張所 (23)</small>
鳥 取 県	54 (35)	41 (23)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
大 阪 府	1 (0)	1 (0)
兵 庫 県	10 (0)	10 (0)
岡 山 県	5 (0)	5 (0)
広 島 県	5 (0)	5 (0)
合 計	149 (79)	114 (46)

- (注) 1. 当年度末営業所数のほか、店舗内店舗方式対象店舗34か店及びダイレクト支店1か店を含まない拠点数を記載しております。

上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。

また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。

駐 在 員 事 務 所 当年度末 4か所
 店舗外現金自動設備 // 301か所

2. 当年度中に、横田出張所を店舗内店舗方式により三成支店へ統廃合しました。
 3. 当年度中に、店舗外現金自動設備を島根県で2か所新設・9か所廃止し、鳥取県で3か所廃止しました。

□. 当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,339
---------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
オンラインシステム関連	1,312

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江不動産株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	百万円 150	% 100.00	
合銀ビジネスサービス株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	用度品管理、文書の 発受信業務	10	100.00	
株式会社 山陰オフィスサービス	島根県松江市 灘町1番地7	文書／証票等作成、 庶務部門請負業務、 計算業務	10	100.00	
山陰債権回収株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	500	95.00	
ごうぎんリース株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	30	100.00	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	信用保証業務	30	100.00	
株式会社 ごうぎんクレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード 業務、信用保証業務	70	100.00	
ごうぎんキャピタル株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	150	5.00	

- (注) 1. ごうぎん証券清算準備株式会社は、2021年6月16日付で清算結了いたしました。
 2. 山陰総合リース株式会社は、2022年1月1日付でごうぎんリース株式会社に変更いたしました。
 3. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等8社であります。
 4. 株式会社山陰オフィスサービスは、2022年4月1日を効力発生日として、合銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する契約を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石丸文男	取締役会長 (代表取締役)		
山崎 徹	取締役頭取 (代表取締役) <担当> 人事		
布野裕二	取締役 常務執行役員 <担当> 審査・事務企画・ 業務サポート・ 本部業務集中		
井田修一	取締役 常務執行役員 経営企画部長 <担当> 経営企画・ リスク統括・ 人事(副)・IT統括		
多胡秀人	取締役 (社外)	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役	
倉都康行	取締役 (社外)	リサーチアンドプライシングテクノロジー 株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー	
後藤康浩	取締役 (社外)	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮内 浩二	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)1
中村 真実子	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)1
今岡 正一	取締役(社外) (監査等委員)	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役	(注)2
足立 珠希	取締役(社外) (監査等委員)	足立珠希法律事務所 弁護士	(注)3
瀬古 智昭	取締役(社外) (監査等委員)	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役(監査等委員) 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役	(注)4

- (注) 1. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
2. 監査等委員 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員 足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 瀬古智昭氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するとともに、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
古山 英明	専務執行役員	関西営業本部長
安喰 哲哉	常務執行役員	米子営業本部長
秋下 宗一	常務執行役員	営業統括、法人営業、地域振興、市場金融
吉川 浩	常務執行役員	山陽営業本部長
景山 英俊	常務執行役員	Nアライアンス戦略本部長、アセットコンサルティング部長
赤木 利光	執行役員	法人営業部長
生田 博久	執行役員	D X推進本部長
金谷 智文	執行役員	人事部長
伊藤 信二	執行役員	石見営業本部長
吉川 栄司	執行役員	神戸支店長
安田 讓	執行役員	I T統括部長
成相 昇	執行役員	岡山支店長
田中 良和	執行役員	鳥取営業本部長、鳥取営業部長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

当行は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営陣の業績向上や中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行っております。指名・報酬委員会では、役員報酬制度の基本方針、役位別の報酬水準、報酬に占める業績連動報酬・株式報酬の割合等を審議し、取締役会へ答申を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会が定める「取締役報酬規程」に基づき支給します。したがって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において取締役会にあります。

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会が指名・報酬委員会の答申内容に基づいて、規程の変更の要否を判断しております。

② 当該方針の内容の概要

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬からなり、役位に応じてそれぞれ支給しております。

③ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容は、取締役会が定めた「取締役報酬規程」に基づき明確に算出されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものと判断しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

① 報酬等の決定方針の決定の方法

監査等委員である取締役の報酬額総額については指名・報酬委員会が評価を行い、その結果について取締役会及び監査等委員会へ答申を行っております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が定める「監査等委員報酬規程」に基づき支給します。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にあります。

② 当該方針の内容の概要

当行の監査等委員である取締役の報酬は、客観性を重視する視点から、確定金額報酬のみとしており、常勤・非常勤の区分に応じて支給しております。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	10名	257	121	90	45
監査等委員である取締役	7名	78	78	—	—
計	17名	336	199	90	45

(注) 1. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）250百万円（うち社外取締役30百万円）、監査等委員である取締役85百万円であります。確定金額報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は5名であります。

2. 当行では、業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に応じた業績連動報酬枠を下記のとおり設定しております。当行が、多様化・複雑化するお客様のニーズに適切に対応するためには、一層のグループ連携強化により、グループ会社の業績にも責任を持つことが重要であると認識しており、当該指標を業績連動報酬決定のための指標として採用しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は14,485百万円となりました。

また、下記の業績連動報酬枠については、2021年6月22日開催の第118期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠（年額）

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
180億円超	119百万円（17百万円以内）
170億円超～180億円以下	112百万円（16百万円以内）
160億円超～170億円以下	105百万円（15百万円以内）
150億円超～160億円以下	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	—

各取締役（監査等委員である取締役を除く）への配分については、上記の各業績連動報酬枠内の金額を、「取締役報酬規程」に基づき、下記の役位別係数を基準として比例配分する方法によっております。

役 位	業績連動報酬役位別係数
取 締 役 会 長	60
取 締 役 頭 取	60
取締役副頭取執行役員	50
取締役専務執行役員	40
取締役常務執行役員	35
社 外 取 締 役	12

3. 報酬等に含まれる非金銭報酬等は、株式報酬であります。

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することによる、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大、ガバナンス意識の向上を目的に、株式報酬制度を導入しております。本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに応じた当行株式及び当行株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。株式報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分として年額100百万円（うち社外取締役分10百万円）としております。

株式報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）であります。

株式報酬は「取締役報酬規程」に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては行内で定めた役位の区分に応じ定められた枠内の金額を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては定められた枠内の金額を、それぞれ配分しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
多 胡 秀 人	会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。
倉 都 康 行	
後 藤 康 浩	
今 岡 正 一	
足 立 珠 希	
瀬 古 智 昭	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取 締 役 執 行 役 員 重要な使用人	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しており、保険料については全額当行が負担する。 当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等が補償される。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外とする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
多胡秀人	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役
倉都康行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー
後藤康浩	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問
今岡正一	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役
足立珠希	足立珠希法律事務所 弁護士
瀬古智昭	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役（監査等委員） 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役

(注) 多胡秀人氏、倉都康行氏、後藤康浩氏、今岡正一氏、足立珠希氏及び瀬古智昭氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
多胡秀人	14年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	<p>地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップ・バンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける主導的な役割を果たしております。</p>
倉都康行	3年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	<p>国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
後藤 康 浩	9ヵ月	2021年6月22日 就任以降開催の 取締役会10回の 全てに出席して おります。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
今岡 正 一	6年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 のうち10回に、 また、監査等委 員会16回のうち 14回に出席して おります。	<p>公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
足立 珠希	5年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。
瀬古 智昭	9ヵ月	2021年6月22日就任以降開催の取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会12回の全てに出席しております。	当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士および公認会計士としての高い見識及び法令・財務・会計に関する専門的知識を有しております。その豊富な知識と実務経験を生かすことにより、新しい視点から取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
報酬等の合計	8名	56	40	11	4

(注) 銀行の親会社等からの報酬等はありません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 495,021千株
発行済株式の総数 156,977千株

(2) 当年度末株主数 18,575名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,646 ^{千株}	10.61 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,976	5.08
日本生命保険相互会社	4,076	2.60
山陰合同銀行従業員持株会	3,419	2.18
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,348	2.13
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.94
第一生命保険株式会社	3,015	1.92
住友生命保険相互会社	3,006	1.91
中国電力株式会社	2,349	1.49
損害保険ジャパン株式会社	1,932	1.23

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式（195,297株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式794,000株を含んでおりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2名	85,400株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	1名	8,700株
監査等委員である取締役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 加藤信彦	52	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2021年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・時価の算定に関する会計基準適用にむけた助言・支援

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、66百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ロ. 当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第119期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	774,437	預金	4,885,533
現金	49,712	当座預金	196,707
預け金	724,724	普通預金	2,987,840
入金	10,318	貯蓄預金	45,406
債権	4,998	通知預金	8,200
有価証券	1,928,882	定期預金	1,595,244
国債	514,110	その他預金	19
地方債	266,147	譲渡性預金	52,114
株式	165,945	コルマネー	151,444
その他	43,645	債券	120,895
の他	939,033	借入金	429,129
の証	3,933,541	信用保証	687,800
手形	8,178	借入金	687,800
引当金	80,763	外国為替	50
証券	3,456,560	渡外為替	39
国債	388,039	未払外債	11
他	10,020	未払法人税	1,320
店預	10,012	未払費用	3,028
外債	7	前給付	2,262
の他	64,626	金融商品	0
の他	497	融派等	14,574
の他	5,823	の他	13,473
の他	19,171	の他	45
の他	6,167	の他	480
の他	32,967	の他	76,336
の他	31,151	の他	911
の他	9,291	の他	8,974
の他	18,135	の他	420
の他	436	の他	279
の他	3,286	の他	812
の他	4,289	の他	2,061
の他	4,035	の他	13,245
の他	254	の他	6,413,081
の他	5,261	の他	20,705
の他	14,171	の他	15,516
の他	13,245	の他	15,516
の他	△42,027	の他	293,473
の他	△112	の他	17,584
の他		の他	275,888
の他		の他	153
の他		の他	236,829
の他		の他	38,905
の他		の他	△643
の他		の他	329,051
の他		の他	5,512
の他		の他	2,688
の他		の他	2,348
の他		の他	10,548
の他		の他	123
の他		の他	339,723
資産の部合計	6,752,805	負債及び純資産の部合計	6,752,805

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

第119期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	78,367
当利	60,184
利息	36,165
配入	21,890
受取	2
引替	1,332
の他	793
業務	12,589
の業	2,521
替	10,067
債	2,123
債	436
債	291
債	99
債	1,292
債	3
債	3,470
債	3
債	2,542
債	21
債	902
経常費用	58,020
利息	1,836
利息	969
利息	11
利息	402
利息	121
利息	327
利息	3
費用	4,511
費用	388
費用	4,123
費用	9,788
費用	7,336
費用	2,451
費用	38,577
費用	3,306
費用	1,755
費用	1,245
費用	116
費用	189
経常利益	20,346
益	44
損失	565
損失	39
損失	525
益税額計	19,826
益税額計	4,571
益税額計	1,032
益税額計	5,603
益税額計	14,222

第119期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	775,086	預 金	4,872,042
買入金銭債権	11,699	譲渡性預金	151,444
金銭の信託	4,998	コールマネー及び売渡手形	120,895
有価証券	1,931,505	債券貸借取引受入担保金	429,129
貸出金	3,909,437	借入金	703,317
外国為替	10,020	外国為替	50
リース債権及びリース投資資産	29,287	その他負債	117,160
その他資産	77,013	賞与引当金	950
有形固定資産	34,220	退職給付に係る負債	9,503
建物	10,652	株式給付引当金	420
土地	19,713	役員退職慰労引当金	57
建設仮勘定	436	睡眠預金払戻損失引当金	279
その他の有形固定資産	3,418	その他の偶発損失引当金	812
無形固定資産	4,374	繰延税金負債	570
ソフトウェア	4,112	再評価に係る繰延税金負債	2,061
その他の無形固定資産	261	支払承諾	13,269
退職給付に係る資産	1,589	負債の部合計	6,421,967
繰延税金資産	15,408	(純資産の部)	
支払承諾見返	13,269	資本金	20,705
貸倒引当金	△42,571	資本剰余金	22,058
投資損失引当金	△182	利益剰余金	301,096
		自己株式	△643
		(株主資本合計)	343,217
		その他有価証券評価差額金	7,137
		繰延ヘッジ損益	2,688
		土地再評価差額金	2,348
		退職給付に係る調整累計額	△2,814
		(その他の包括利益累計額合計)	9,358
		新株予約権	123
		非支配株主持分	491
		純資産の部合計	353,191
資産の部合計	6,775,158	負債及び純資産の部合計	6,775,158

第119期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		95,111
資金運用収益	60,038	
貸出金利息	36,071	
有価証券利息配当金	21,838	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	1,332	
その他の受入利息	793	
役員取引等収益	13,115	
その他の業務収益	18,387	
その他の経常収益	3,569	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	3,566	
経常費用		74,319
資金調達費用	1,875	
預金利息	969	
譲渡性預金利息	11	
コールマネー利息及び売渡手形利息	402	
債券貸借取引支払利息	121	
借入金利息	41	
その他の支払利息	328	
役員取引等費用	4,337	
その他の業務費用	24,489	
営業経費用	40,065	
その他の経常費用	3,550	
貸倒引当金繰入額	1,934	
その他の経常費用	1,616	
経常利益		20,791
特別利益		57
固定資産処分益	57	
特別損失		566
固定資産処分損失	40	
減損損失	525	
税金等調整前当期純利益		20,283
法人税、住民税及び事業税		4,826
法人税等調整額		994
法人税等合計		5,821
当期純利益		14,462
非支配株主に帰属する当期純損失		△22
親会社株主に帰属する当期純利益		14,485

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 山陰合同銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 内 浩 二 ㊟

常勤監査等委員 中 村 真実子 ㊟

監 査 等 委 員 今 岡 正 一 ㊟

監 査 等 委 員 足 立 珠 希 ㊟

監 査 等 委 員 瀬 古 智 昭 ㊟

(注) 監査等委員 今岡正一、足立珠希及び瀬古智昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) トピックス

サステナビリティの実現に向けた取組み



再生可能エネルギー子会社設立に向けた取組み



山陰地域において安定した再生可能エネルギーを地域へ供給するためには、自らリスクをとり地域脱炭素・カーボンニュートラルを牽引する「地域に根差した事業者」の存在が不可欠との考えに至り、再生可能エネルギー関連事業を営む子会社を設立することといたしました。

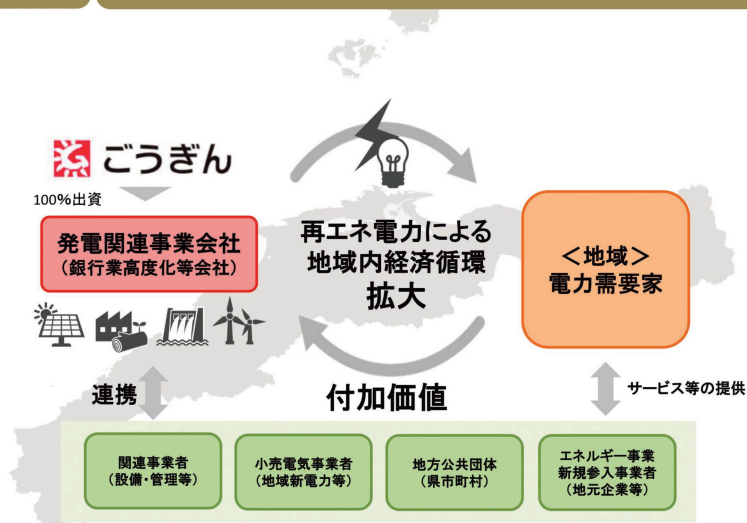
この取組みは、現時点で地域金融機関として初の試みと認識しており、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の行政・企業の皆様とともに課題を乗り越え、再生可能エネルギー先進地域への進展による魅力ある地域づくりと持続可能な地域社会の形成へ貢献してまいります。

※関係当局の許認可等の取得を前提として、2022年5月12日開催の取締役会で設立を決議。

目指す姿

地域脱炭素・カーボンニュートラルの実現

～地産再エネによる地域内経済循環拡大と地域課題の解決～



会社概要

商号	ごうぎんエナジー株式会社
主な事業内容	再生可能エネルギーに関する発電事業・小売電気事業・コンサルティング事業
資本金	100百万円
株主および持分比率	山陰合同銀行100%
設立予定日	2022年7月 (予定)

2021年度の主な取組み

サステナビリティレポート2021発刊

地銀初

国内の地方銀行で初のサステナビリティレポートを作成しました。より詳細な情報につきましては、当行のウェブサイトをご覧ください。(2021年11月発刊)



<https://www.gogin.co.jp/ir/disclosure/sustainabilityreport2021>



サステナビリティレポート2021

TCFD提言への賛同



脱炭素社会の実現に貢献していくため、情報開示の充実に努めるとともに、金融仲介機能を通じて、地域やお客様の脱炭素化に向けた気候変動対応を積極的に支援してまいります。(2021年4月賛同表明)



サステナブルファイナンス目標設定

SDGs達成目標である2030年度をターゲットとするサステナブルファイナンスの目標を1.5兆円に設定しました。(2021年10月設定)

サステナブルファイナンス目標
2021年度～2030年度
累計実行額 **1.5兆円**
(うち環境分野 5,000億円)



カーボンニュートラル目標設定

当行は早期のカーボンニュートラル実現に貢献するため以下の目標を設定しました。(2021年12月設定)

2030年度目標	GHG排出量 (Scope1,2) をネットゼロ
2050年度目標	サプライチェーンを含むGHG排出量 (Scope1,2,3) をネットゼロ

The Valuable 500加盟

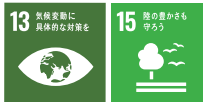
地銀では2行のみ加盟

当行は2007年より、ごうぎんチャレンジの運営をはじめとする障がい者支援を継続してきましたが、昨年4月に障がい者の活躍支援に取り組む国際的イニシアチブであるThe Valuable 500に加盟しました。世界500社が加盟しており、国内の地域金融機関では当行を含め2行のみが加盟しています。(2021年4月加盟)



21世紀金融行動原則「運営委員長賞」の受賞

当行のJ-クレジット仲介支援の取り組みが、J-クレジット制度の普及促進、森林への資金還流と環境保全の実現に寄与していることが評価され、中国地方の金融機関としては初めて受賞しました。(2022年3月受賞)



第1回地方創生SDGs金融表彰のW受賞

内閣府が主催する、「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」に資する取り組みを選定対象とする表彰制度において、当行は全国の金融機関として唯一2件のプロジェクトにおいて受賞しました。(2022年3月受賞)



株主総会会場ご案内略図

会場

島根県民会館（大ホール）

島根県松江市殿町158番地 電話 (0852) 22-5506



交通のご案内

- J R 松江駅より 最寄バス停「県民会館前」バス停下車
- 一畑電車松江しんじ湖温泉駅より 徒歩 約15分
最寄バス停「県民会館前」バス停下車

ご来場株主様へのお土産はありません。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。